

令和2年度 第3回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年9月30日 13時30分から14時30分

2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室

3 出席委員 (6人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	早坂委員
	2番	羽鳥委員
	4番	丹治委員
	7番	森委員
	9番	木村委員

4 欠席委員 (4人)

3番	大武委員
5番	港委員
6番	宮尾委員
8番	守谷委員

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 議案第5号 現況証明願について

第9 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

事務次長 末永次長

農地係長 林係長

農地係 田村主事補

7 会議の概要

水野会長 ただいまの出席委員数は6人です。定足数に達しておりますので令和2年度第3回総会を開会致します。日程に入る前に一言、ご挨拶を申し上げます。

本日はお集まりいただきましてありがとうございます。農地絡みでお話させて頂きたいと思いますが、当地区では多面事業を辞めたが、全国的には参加数は増えているという情報は聞きました。しかしながら総体面積はかなり減っているそうです。それはやっぱり農家の高齢化が主な原因なのかと思いました。農地の維持管理が大変な時代がやってきたのかと思っている次第であります。そういう絡みで昨年からは農業委員会会長の不祥事だとか色々な面が出ておまして、農地に関して我々農業委員会として再度気を引き締めて慎重な審議をしていくことが必要だと思っている次第であります。

それでは、今回も数件の案件がありますので慎重審議のほどよろしく願いいたします。

日程第1、会期の決定について。会期は本日一日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、4番丹治貞二君、7番森哲也君を指名致します。

日程第3、事務報告内容について事務局より報告します。

小林局長 日程第3、事務報告。令和2年7月20日から令和2年9月29日までです。

7月20日、令和2年度第2回猿払村農業委員会総会をこの会場にて開催してございます。委員8名、事務局4名の出席となっております。

8月4日、令和2年度宗谷地方農業委員会連合会臨時総会を稚内市にて開催してございます。水野会長と私で出席してきております。臨時総会の内容につきましては、各管内の農業委員の開催に伴い宗農連の役員の改選等を実施してきてございます。今回の役員改選により、宗農連の会長と致しましては前回と同様稚内市の金村会長、副会長と致しまして、前任は猿払村だったのですが今回は豊富町に代わりまして、豊富町横山会長となっております。監事2名と致しまして前回は浜頓別町、枝幸町。今回も浜頓別町、枝幸町で浜頓別町小川会長と枝幸町高橋会長となっております。もう一点、常設審議委員の候補者という事でこちらについても前回同様金村会長となっております。今回の改選についても引き続き稚内市の金村会長となっております。

続いて、8月30日から9月1日、令和2年度ブロック別農地業務担当職員研修会を旭川市にて開催してございます。田村主事補が出席しており農地法に関する事務処理の進め方等、基本的な説明がされており転用における留意点も説明され、農業振興地域制度と転用に係る仕組みについてもご説明がありました。内容については以上です。

水野会長

事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。
なければ議事に入ります。

日程第4、第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第4、第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について。下記のとおり、賃貸借の合意解約通知の提出がありましたので、よろしくご審議願います。令和2年9月30日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

内容につきましては、受付番号3番所在につきましては、別紙に添付してございます。猿払村浜猿払3736の4、現況畑、面積29,525㎡、利用状況採草畑から、最後猿払村浅茅野3760の1、現況畑、面積75,931㎡、利用状況につきましては、採草畑となっており12筆合わせまして、畑558,775㎡となっております。譲渡人につきましては、浜猿払の〇〇〇〇さん。譲受人といたしまして浜猿払の〇〇〇〇さんとなっております。

受付番号4番、所在につきましてはこちらも別紙に添付してございます。猿払村浜猿払3736の3、現況畑、面積29,792㎡利用状況につきましては採草畑から最後、猿払村浜猿払3772の3、現況畑、面積31,643㎡、利用状況採草畑となっており7筆合わせまして、畑261,093㎡となっております。こちらの譲渡人といたしまして、浜鬼志別〇〇〇〇さん、譲受人といたしまして、浜猿払〇〇〇〇さんとなっております。

こちらの位置図につきましては、附属資料の議案第1号をめぐってください。こちらの方につきましては、本人たちによる通知書の写し、地籍図、位置図を添付してございます。内容については以上です。

水野会長

ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたので、御審議願います。令和2年9月30日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

内容につきましては、受付番号4番、所在といたしまして別紙のとおりとなっております。次のページに記載してございます。猿払村浜猿払3736の4、現況畑、面積29,525㎡。所有者につきましては〇〇〇〇さんとなっております。最後猿払村浅茅野3760の1、現況畑、面積75,931㎡所有者〇〇〇〇さんとなっており、合計合わせて12筆558,775㎡となっております。こちらにつきましても、譲渡人として浜猿払の〇〇〇〇さんから、譲受人として浜猿払の〇〇〇〇さんとなっております。賃貸借の契約となりまして、年契約では744,000円。時期といたしましては、許可日から令和7年3月31日までとなっております。

続いて、受付番号5番。内容といたしましては、別紙のとおりとなりまして、先ほどのページの次のページになります。猿払村浜猿払3736の3、現況畑、面積29,792㎡。所有者につきまして〇〇〇〇さん。最後猿払村浜猿払3747の3、現況畑、面積11,519㎡。所有者とつきまして〇〇〇〇さんで、全部合わせまして、畑9筆272,030㎡となっております。この農地につきまして譲渡人といたしまして、浜鬼志別の〇〇〇〇さんから、譲受人として浜猿払の〇〇〇〇さんとなっております。賃貸借権で年353,639円となっており、許可日から令和7年3月31日までとなっております。

附属資料をご覧頂ければと思います。そちらの議案第2号の見出しを見て下さい。こちらにつきましては農地法第3条の審査表を添付してございます。審査表の第2項の第1号から第2項の第7号まで審査をした結果、判断した理由を記載してございます。内容については適合となっております。もう1枚めくって、こちらにつきましては場所の位置図を添付してございます。

続いて、〇〇〇〇さんの分につきましても第2項の第1項から、第2項の第7号まで記載してございます。内容については適合となっており、問題となっております。もう1枚めくって頂くと地籍図、位置図の方を添付してございますので、ご覧に頂けたらなと思います。内容については以上です。

水野会長

ただいまの件について質疑を賜ります。

早坂委員

質問なのですが、農地法第18条第6項の規定で、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんになって事だよね。

小林局長

はい。そうです。元々、親子間で〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが設定してたん

ですけど、〇〇〇〇さんが離農をしたので、農地を〇〇〇〇さんに戻して、その農地を貸したって流れですね。

早坂委員　　じゃあ、権利は？

小林局長　　〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに一回返して、〇〇〇〇さんは第三者に貸した。

早坂委員　　ああ、そうなんだ。

森委員　　あれ、親子で経営移譲をした時に、権利まで移譲するわけじゃないの？

林係長　　所有権はそのままお父さんの権利で、利用権だけを息子に設定してあくまで底地の所有権はお父さんのままでも大丈夫。

小林局長　　権利じゃなく土地を貰ったら贈与になってしまうので。

森委員　　でも、農地なら親から子に贈与しても贈与税の猶予がありますよね？

小林局長　　はい、それが昔はそういう手続きだったんですよね。それをするときにはかなりの書類の手続きや、色々な部分をしなければならなかったんですけど、今は使う権利だけを設定すれば同等な扱いを受けることができる様になったので、各農地を持っている農業委員会で許可ができれば、同等の扱いで大丈夫です。

森委員　　この時点で、それが終わった後に、その所有権の親が亡くなった場合はどうなるのですか？

小林局長　　それは、相続になりますね。

森委員　　だよな、それも問題が、まあこの辺は起きないかもしれないが、起きる場合もあるという事ですよね？まあ、兄弟が居て、他の人達が相続放棄してくれればいいけども。

小林局長　　ありえますね。

森委員　　相続放棄は嫌だよってなると、そこでお金で解決するとかっていうことは発生する可能性はある？

小林局長　　ありますね。

- 早坂委員 そう言う事なんだよな。
- 森委員 まあ、良し悪しの部分も含むってことですね。
- 小林局長 経営移譲と、農業者年金の絡みでの同じ事をしてたのですが、昔はその年金を貰うためにも所有権を移転とかしてやっていたんですけど、これで利用権だけだったら農業委員会の許可で効力はあるので、こっちの進め方が早いですが、森委員が言ったとおりそれでも問題が出てくるというのは考えられる。
- 森委員 贈与だけでも、贈与税の猶予を受けれるからそれですっと走っていると思っ
ていたもんですから。
- 小林局長 この話はもうだいぶ古い話ですね。納税猶予を受けている人も平成の一桁ぐら
いで終わってしまってますね。
- 森委員 もうその後は、権利の設定でやっていたんだ。わかりました。
- 水野会長 他に質問はありませんか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ござ
いませんか。
- 委員一同 (異議なしの声)
- 水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号農地法第3条の規定によ
る許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。
- 日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と
致します。内容について、事務局より説明致します。
- 小林局長 日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記の
とおり、農地法第4条の規定による許可申請の提出がありましたので、ご審議願
います。令和2年9月30日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。
- 本件の内容につきましては、受付番号3番、所在につきまして浅茅野台地21
20の1、現況畑、面積75,535㎡のうち1,242㎡。利用状況につきま
しては畑で、利用者〇〇〇〇さんとなっております。
- この農地につきまして、附属資料の議案番号3番をめくって頂きたいと思いま
す。内容につきましては、次のページに農家住宅を建設するにあたり既存の農業
用施設との位置関係や、周辺の地形を考慮すると当該地以外で条件があった土地
がないと判断の元に、今回の申請を承っています。最後に今回の位置図と、その
位置図に対する転用の利用計画の方を記載してございます。審査基準につきまし
ても、ある一定の1番から4番までの該当項目の方につきましては、下記のお

り確認となっております。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、ご審議願います。令和2年9月30日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

今回の利用集積計画につきましては、利の5、浅茅野台地342の209、現況採草畑、地積30,995㎡から浅茅野台地343の245、現況施設用地、地積2,692㎡で、19筆合わせまして922,803㎡。対価といたしまして、賃貸借権で年774,520円となっております。利用権の開始といたしまして、令和2年9月30日から利用権の終期令和7年3月31日となっております。譲渡人といたしまして北海道農業公社、譲受人といたしまして浅茅野台地〇〇〇〇さんでございます。譲渡理由といたしまして、農地を貸し付けて有効利用を図る。譲受理由といたしまして、農地を借受けて有効活用を図るとなっております。

続きまして、利の6。所在狩別2911の1、現況採草畑、地積16,584㎡から狩別3646の1、現況採草畑、地積58,932㎡で、4筆合わせまして160,923㎡。対価といたしまして、賃貸借権で年48,280円となっており、利用権の開始日として、令和2年9月30日から利用権の終期令和7年7月19日となっております。譲渡人といたしまして北海道農業公社、譲受人といたしまして狩別〇〇〇〇さんでございます。譲渡理由といたしまして、農地を貸し付けて有効利用を図る。譲受理由といたしまして、農地を借受けて有効活用を図るとなっております。

続いて、所の7。所在浅茅野台地2681の5、現況採草畑、地積7,619㎡から浅茅野台地2683の7、現況採草畑、地積4,916㎡で、4筆合わせまして54,285㎡。対価といたしまして、所有権移転で2,715,000円となっており、所有権移転時期として令和2年9月30日から、引渡し時期令和2年12月19日となっております。譲渡人といたしまして浅茅野台地〇

〇〇〇さん、譲受人といたしまして北海道農業公社となっております。譲渡理由といたしまして、農地を売渡し有効利用を図る。譲受理由といたしまして、農地を買受け経営の安定を図るとなっております。

続いて、所の8。所在浅茅野台地342の7、現況採草畑、地積14,755㎡から浅茅野台地2872の2、現況採草畑、地積1,587㎡で、51筆合わせまして1,156,356㎡。対価といたしまして、所有権移転で49,792,000円となっております。所有権移転時期として令和2年9月30日から、引渡し時期令和2年12月19日となっております。譲渡人としていたしまして浅茅野台地〇〇〇〇さん、譲受人といたしまして北海道農業公社となっております。譲渡理由といたしまして、農地を売渡し有効利用を図る。譲受理由といたしまして、農地を買受け経営の安定を図るとなっております。

今回の内容につきまして、附属資料の議案第4号を見て下さい。こちらの内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の審査表を案件事に添付しております。審査表の判断理由、また判断理由による適合、位置図の方を添付しておりますのでご覧下さい。内容については以上でえす。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

森委員 これ、〇〇〇〇さん今年買取りでしたっけ？

林係長 買取りしました。

森委員 ですよ、それで今回最初のやつはリース事業に乗っかるやつだろうし、〇〇〇〇さんはまた新たに賃貸借の土地をやるってことですか？

林係長 前回の総会でかけた〇〇〇〇さんから公社に買入した土地が狩別にもありまして、それでその土地を〇〇〇〇さんが手を挙げて。

森委員 ああ、なるほど。そこの農地の話ですね。わかりました。

水野会長 他にありませんか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第8、議案第5号、現況証明願いについてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第8、議案第5号、現況証明願いについて。下記のとおり、現況証明願いの提出がありましたので、ご審議願います。令和2年9月30日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

内容につきましては、所在豊里、地番3186の4。公簿地目畑、面積380㎡。利用状況につきましては、過去5年以前より雑種地利用となっており、所有者といたしまして、〇〇〇〇さんとなっております。

もう1筆、所在浜猿払、地番184の8。公簿地目畑、面積2,333㎡。利用状況につきましては、過去5年間以前より原野利用となっており、所有者といたしまして、〇〇〇〇さんとなっております。

こちらの議案内容につきましては、附属資料の議案第5号の見出しをめぐって頂きたいと思います。初めに〇〇〇〇さんの今回の位置図があり、2枚目に〇〇〇〇さんの今回の位置図が添付してございます。内容については以上です。

森委員

浜猿払の前にもあったよね。あれとはまた別ですか？

林係長

いえ、あれの続きになりますね。風力発電の検討をしている話ですね。

小林局長

あれ、なんでこの話になったんだっけ。

林係長

〇〇〇〇さんは新規です。

森委員

この前のとは違う土地でしょ？

林係長

前やった所は違う土地ですね。

森委員

この近辺の土地でしたよね。業者さんの方で申出があるんでしょう？

林係長

そうですね。登記地目も変えた人もいますし、土地の所有者が古いままだと結局相続までたどり着かなくて、断念するってケースも聞きます。

森委員

探し出すの大変だもんね。

林係長

そうですね。1人でも行方不明者がいるとそこでもう大分ダメになるので。今はその土地の事を所有者不在土地っていうんですけど、法務局で所有者不在土地の処理する法律が最近出来て。

森委員

ああ、出来たんですか。

林 係 長 はい、法律自体はそういう整備はされてきていますね。

森 委 員 わかりました。

水 野 会 長 他にありませんか。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

水 野 会 長 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、現況証明願いについてを原案通り可決、決定いたします。

日程第9、その他。その他として、事務局から何かありますか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第3回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦勞様でした。

議 長 水 野 正 継

会議録署名委員



会議録署名委員

